

「名古屋工業大学 先進セラミックス研究センター年報 論文投稿規則」

1. 投稿資格

投稿資格は、名古屋工業大学先進セラミックス研究センター職員または職員が共同執筆者であることを条件とする。ただし、編集委員会による原稿依頼の場合はこの限りではない。
論文は研究課題に関するものとする。

2. 報文の種類

報文の種類は、(1) 学術論文（原著に限る）、(2) 解説論文、(3) 総説論文とする。

3. 報文の構成

報文の構成等はそれぞれの分野の慣例に従うものとする。

4. 原稿の書き方

論文執筆要領については別に定める。

5. ページ数の制限

以下のページ数はすべて刷り上がりのものを示す。ただし、編集委員会で認められた場合にはこの限りではない。

論 文 原則として 10 ページ以内

解 説 原則として 10 ページ以内

総 説 原則として 10 ページ以内

6. 提出先

原稿の提出先は名古屋工業大学先進セラミックス研究センター編集委員会委員長とする。そこで受理した日を原稿受付日とする。

7. 提出期限

毎年度 3 月 31 日とする。

8. 採否

投稿原稿はすべて名古屋工業大学先進セラミックス研究センター年報編集委員会で審議する。ただし、学術論文は、名古屋工業大学先進セラミックス研究センター年報編集委員会が委嘱する査読者 2 名の審査を受ける。査読者の意見に基づき、学術論文の採否を編集委員会で決定する。編集委員会における採択決定日を受理日とする。解説論文・総説論文に関しては、編集委員会の校閲を受けた後、編集委員会で掲載決定する。編集委員会における採択決定日を受理日とする。

9. 原稿の責任と権利

掲載された論文等の内容についての責任は著者が負うものとする。また、その著者権は著者に属する。編集出版権は名古屋工業大学先進セラミックス研究センターに属する。